

琵琶湖におけるレジャー活動による環境への負荷の低減を図るため、2002年10月に「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例(琵琶湖ルール)」が制定され、このルールのもと、レジャー利用の適正化の取り組みを進めています。

1. 制定の背景

琵琶湖におけるレジャー活動の多様化や利用者の増加に伴い、レジャー活動に伴う琵琶湖の自然環境やその周辺的生活環境への影響は見過ごすことができないほど大きくなってきたことからレジャー活動による環境への負荷の低減を図るため、琵琶湖ルールが定められました。

2. 基本理念等

琵琶湖ルールの基本理念は、以下のとおりです。

- ①琵琶湖の環境をできる限り負荷をかけず健全な姿で次世代に引き継ぐこと。
- ②「琵琶湖と人との共生」の実現に向けて、琵琶湖におけるレジャーのあり方は周辺に暮らす人々の生活環境に対してできる限り支障を及ぼさないようにすること。
- ③琵琶湖の価値を理解した上で利用すること。

3. 琵琶湖ルールの概要

(1)ルール1「プレジャーボートの航行規制」

水上オートバイを中心とするプレジャーボートの騒音から、湖岸の住居集合地域等の生活環境や水鳥の生息環境さらには水産動物の生育環境の保全やレジャー利用に係る良好な利用環境を確保するため、航行規制水域(2024年8月現在26箇所)を設け、水域内での航行を原則として禁止しています。

凡 例	
	プレジャーボートの航行規制水域 (条例第12条第1項第1号関係)
	プレジャーボートの航行規制水域 (条例第12条第1項第2号関係)
	プレジャーボートの航行規制水域 (条例第12条第1項第3号関係)
	プレジャーボートの航行規制水域 (条例第12条第1項第4号関係)

主なプレジャーボート別の航行規制

	騒音防止	養殖場等	水鳥密集地	利用環境確保
水上オートバイ	制限	制限	禁止	禁止
ウェイクボード	制限	禁止	禁止	制限
バスボート	制限	制限	禁止	制限

制限: ブイの内側を最短距離で、できる限り騒音を減するための措置を講じ、難発着等の航行をすることは可能
禁止: ブイの内側でエンジンを稼働させることを禁止
 ただし、エンジンを稼働せずに移動させることは可能

図2-13-1 プレジャーボートの航行規制水域図





(2)ルール2「従来型2サイクルエンジンの使用禁止」

プレジャーボートの排気ガスに含まれる炭化水素や窒素酸化物による水質への影響を低減するため、従来型2サイクルエンジンの使用が2011年4月から禁止されています。

(3)ルール3「適合証の表示義務」

2012年10月から琵琶湖でのプレジャーボートの航行には、滋賀県が交付する適合証の表示が義務化されています。



写真2-13-1 適合証

(4)ルール4「外来魚(ブルーギル、ブラックバス)のリリース禁止」

釣りというレジャーの側面からも外来魚を減らし、琵琶湖の豊かな生態系を保全するため、外来魚のリリースを禁止しています。釣り上げた外来魚は回収ボックスや回収いけすに入れてください。



写真2-13-2 外来魚回収ボックス



写真2-13-3 外来魚回収いけす

(5)ルール5「ローカルルールの遵守」

琵琶湖に面した地域の中には、レジャー活動に伴う迷惑行為を受けている所があります。こうした行為に対応するために、実態に応じたルール(地域協定)が定められている地域があり、レジャー利用者はそのルールを守らなければなりません。

琵琶湖保全再生課

【従来型2サイクルエンジン】2サイクルエンジンのうち、滋賀県が環境対策型として認めている「燃焼室に直接燃料を噴射する方式」と「燃料の噴射を電子的に制御し、かつ、触媒により排気ガスを浄化する方式」および「ディーゼル方式」を除くものです。